

争点確認メモ

5

仙台地方裁判所第2民事部 合4ア係

本件は、原告らが、被告に対し、人格権に基づく妨害予防請求権に基づいて女川原子力発電所2号炉（以下「本件原発」という。）の稼働の差止めを求める事案である。

10 まず、本件原発の稼働の差止めについて、県及び市の避難計画に実効性が欠けていることが独立の差止め事由になるか（宮城県（以下「県」という。）及び石巻市（以下「市」という。）の避難計画に実効性が欠けていることをもって、直ちに本件原発の差止めを求めることができるか。本件原発において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険の存在等が必要か）が争点となる。

15 次に、本件では避難計画が実効性を欠いているか否かが争点となっているところ、原告らはこれを基礎づける評価根拠事実として、下記の事実（主として、1及び3の事実）を主張しており、これらの評価根拠事実の有無及びそれを踏まえて避難計画が実効性を欠き、原告らの人格権侵害の具体的危険が認められるか否かが具体的な争点となる。

記

20 1 検査場所において交通渋滞が発生し、避難者が被ばくの危険性の高い30km圏内から長期間脱出することができず、また、受付ステーションにおいても交通渋滞が発生し、これらが重なって避難者が避難所に辿り着くことができず、しかも、交通渋滞によって生じる問題に対する避難者の耐久時間が無視されていること（訴状の第1の理由を整理補充したもの。検査場所及び受付ステーションに係る準備の不備を含む。）

25 2 複合災害等で避難先自治体が受け入れを拒否した場合でも、その避難先自治体の

受付ステーションまで行かなければ二次避難先を指定してもらえない仕組みになっているため、結果として避難者は二次避難先を指定してもらえないこと（訴状の第2の理由）

3 自家用車による避難が困難な住民等が避難するために国、県又は市が準備すること
5 になっているバスの確保と手配ができないこと（訴状の第3の理由）

4 病院・高齢者施設の入院患者・入居者の避難が困難であること（訴状の第4の理由）

5 市の行政機能の移転先（代替施設）が確保されていないこと（訴状の第5の理由）

6 オフサイトセンターが機能しないこと（訴状の第6の理由）

10 7 安定ヨウ素剤の緊急配布ができないこと（訴状の第7の理由）

8 女川地域原子力防災協議会の中核である作業部会が避難計画の実効性を調査・確認しておらず、実効性があるかのように仮装された資料を県と市が承認することで「確認」がされたと扱われていること（訴状の第8の理由）

9 屋内退避でも被ばくリスクを負うこと（訴状の第9の理由）